

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業特記仕様書

1 委託事業の名称

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業

2 委託事業場所

下記および別添実施箇所位置図のとおり。

滋賀県大津市 別所国有林 15・16 林班、追分国有林 17 林班、大谷国有林 19 林班、関寺国有林 20 林班い・ろ・は小班

滋賀県高島市 西大切国有林 545 林班

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 12 月 21 日

但し、捕獲（わな稼働）は以下の通りとなるよう実施する。

○大津市内 令和 8 年事業計画承認及び鳥獣捕獲等許可証・従事者証交付から 5 月 15 日までのうち 14 日夜以上、10 月 13 日～11 月 6 日までのうち 14 日夜以上。

○高島市内 令和 8 年事業計画承認及び鳥獣捕獲等許可証・従事者証交付から 5 月 15 日までのうち 14 日夜以上、11 月 2 日～11 月 30 日までのうち 14 日夜以上。

4 委託事業の内容

（1）業務の遂行

業務の遂行にあたっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律他関係法令及び鳥獣捕獲等許可証並びに従事者証に定める諸条件を遵守し、適正に事業を遂行するものとする。

（2）わなの設置等

① 有害鳥獣の捕獲方法については、くくりわな及び小型囲いわなによるものとする。

② 設置台数については、くくりわな（別途貸与）大津市 30 基以上、高島市 30 基以上及び高島市に小型囲いわな 3 基とする。なお、大津市で使用するくくりわなのうち 10 基についてはクマ対策用くくりわな（別途貸与）とし、わなの配置は、3 基に 1 基をクマ対策用くくりわなを設置し、特定のわなに偏らないようにすること。高島市で使用するくくりわなは、クマ対策用くくりわな（別途貸与）に限定する。

※大津市内に設置するくくりわなについて

○別所国有林 15 林班い・ろ・は・に・ほ 1・ほ 2・へ 1・へ 2・と・ち・り・ぬ・る・わ・む・う・の・お・く・け 小班（長等トンネルより北側）に 8 基以上設置すること。

○別所国有林 15 林班つ 1・つ 2・ね 1・ね 2・ら 1・ら 2・や・ま・ふ 小班（長等トンネルより南側）及び別所国有林 16 林班に 10 基以上設置すること。

※わな設置間隔は 20m 程度は離すこと。

③ くくりわなの設置方法は小林式誘引捕獲法とする。（別添の設置方法を確認すること。）

④ くくりわなの内 4 基（大津市内 2 基、高島市内 2 基）は、下記のとおり設置すること。

ア. 家畜用岩塩（別途支給）が地面につき、かつ立木の根本にくるように、家畜用岩塩

に付属の紐で立木に吊り下げる。

（付属の紐で固定が難しい場合は、PP 紐（別途支給）を用いて家畜用岩塩に付属の紐を立木に固定する。）

イ. 家畜用岩塩から両脇に 20cm 程度離れた立木の根本に木の枝を複数置く。

ウ. 家畜用岩塩手前の適切な位置にくくりわなを設置する。

※上記について予め委託者において岩塩を設置済みであるので、その箇所にわなを設置すること。

※上記の方法での捕獲は、わなの周りに餌（ヘイキューブ）を撒かない。

※上記の方法での捕獲は、監督職員との協議のうえで移設・増減させることができる。

- ⑤ トレイルカメラを以下のとおり設置し、様子を撮影し 1 週間ごとにデータ（SD カード）を提出すること。

ア. 小林式誘引捕獲法 6 台（大津市内 3 台・高島市内 3 台）

イ. ④の設置方法 4 台

ウ. 小型囲いわな 3 台

※トレイルカメラの撮影設定方法は監督職員との協議のうえに変更させることができる。

※トレイルカメラ本体が風で揺れることのないように固定すること。

※トレイルカメラの撮影範囲内の、シダ等のセンサーに感知されうるものは予め処理しておくこと。

- ⑥ わな設置・移設場所については、必要に応じ受託者と委託者が協議のうえ定めるものとする。
- ⑦ 受託者の負担でわな設置台数を監督職員に報告のうえ増加することは妨げない。但し、稼働日数、捕獲期間を短縮することはできない。
- ⑧ 悪天候等により、誘引・捕獲が困難な場合は移設や休止期間を設けるなど効率的に実施すること。ただし、休止する場合や再開する場合は監督職員に報告すること。
- ⑨ くくりわなのワイヤーの括り付けは、やむを得ない場合を除き、造林木（スギ・ヒノキ（劣勢木を除く））を支柱として使用することを避けること。
- ⑩ わな設置はクマ錯誤捕獲防止のため、獣道に設置しないこと。
- ⑪ 安全対策のため林道入口、わな設置箇所入口には注意喚起立て看板（受託者で用意すること）を設置すること。設置・撤去の際は写真を撮影し報告すること。さらに、わな設置箇所には注意喚起表示板及び入林許可証表示プレート（別途貸与）を設置すること。また、ピンクテープ（別途支給）を立木等に表示すること。なお、設置した看板等は事業完了時には確実に撤去すること。
- ⑫ わな設置箇所は、わな設置記録表（参考 5）及びわな位置図（参考 6）に記録し、業務日誌（日報）とともに報告すること。
- （わなの種類・トレイルカメラの位置・シカ埋設位置等）
- ⑬ 西大切国有林での捕獲は高島市環境センターが受け付けない日（日曜日・祝祭日等）には実施しないこと。
- ⑭ 大津市・高島市の捕獲（わな設置、見回り）は同一の従事者が同日に実施できないもの

とする。（実施する場合は2班体制とすること。）

- ⑮ ほかにパト（捕獲通信機）を高島市のくくりわな 5 基に設置すること。設置するくくりわなは監督職員との協議の上決定すること。

（3）給餌

わなを設置した後、わな周辺に誘因餌（ヘイキューブ）を給餌し誘因を行う。ただし、高島市内に設置するくくりわなのうち半数及び小型囲いわな 3 基のうち2基の誘因餌については、ヘイキューブと KSB-1（別途支給）を混ぜたものを使用すること。餌はシカが食べやすいように適宜塊を崩して給餌すること。なお、古くなった餌は三日毎に一度取り替えること。小型囲いわなについては、入口付近にも給餌すること。

○ヘイキューブの給餌量 1 k g／基（くくりわな） 3 k g／基（小型囲いわな）

○給餌の頻度 三日毎に一度

○ヘイキューブ 1kg に KSB-1 を約 210g 混ぜて使用する

※給餌量を増やすことは構わないが、他の餌を使う場合は監督職員と協議すること。

※上皿量り（別途貸与）やバケツ（別途貸与）の目盛で計量すること。

（4）見回り

餌の食べ具合や足跡、糞などの痕跡を確認して有害鳥獣の誘因状況を確認する。わな稼働時は毎日見回りを行うものとする。

（5）止め刺し

安全対策を万全に行い、適切に実施すること。方法は原則、ナイフ、電殺機を使用することとし、安全上これにより難しい場合は監督職員と協議のうえ、その他の方法により行うものとする。

また、捕獲個体の確認のため共通仕様書「2.4.2（2）②」によりマーキング（赤・白は使用不可）を行い、尾を切断し冷凍保管しておくこと。もしも捕獲時に尾が欠落している場合は、共通仕様書「2.4.2（3）①」によるほか、委託者へ報告すること。

ただし、高島市内での捕獲個体は前歯 2 本も切り取ること。

ツキノワグマ誘引防止のため、止め刺し時の血が地面に流れないように、気絶させた上で容器（とろ舟）（別途貸与）を用いて止め刺しを行うこと（電気止刺しを除く）。また、血や内臓物が川に流れないように配慮すること。

（6）捕獲個体の処分

捕獲個体については、止め刺し後速やかに国有林内に埋設穴を人力で掘削し（重機による採掘は不可）、林内埋設処分を行うこと。埋設箇所については捕獲した国有林内とする。

深さについては、埋設穴に捕獲個体を並べて水平土被りが 0.5m 以上とすること。（別途貸与するポールを埋設穴に並べた捕獲個体の上に置き、深さがわかるように撮影すること。）ただし、急傾斜地や谷部、砂場、貸付箇所には埋設しないこと。

西大分県国有林で捕獲した個体については、高島市環境センターへ持ち込み、高島市から交付される鳥獣捕獲許可証の写しと従事者証と免許証を提示し、別に定める参考 4「野生獣等死骸処理業務申請書」に頭数を記入のうえ提出すること。その際半券である「受入確認書」を受領し、委託者へ提出するものとする。なお、高島市環境センターの受付は月曜日～土曜日：午前 9 時～午後 4 時、第 3 日曜日：午前 9 時～午後 4 時である。

(7) 捕獲個体の確認

捕獲した個体の確認のため、最終的な捕獲頭数の報告があった 3 営業日以内に滋賀森林管理署に尾をもってきて確認するものとする。その際、尾又は両耳は 1 頭ずつ透明な袋に保管しておくこと。袋には、捕獲した日付と国有林名、累計頭数を油性ペンで記載すること。

(8) 錯誤捕獲について

・捕獲の実施に当たっては、錯誤捕獲を防止する措置を講じること。もし錯誤捕獲によりクマ等の捕獲対象種以外の獣類（イノシシ・アライグマ・サルを除く）が捕獲される場合には、共通仕様書「2.10」によるほか、委託者へ速やかに報告するとともに、監督職員及び必要に応じ滋賀県・大津市・高島市担当部局の指示に従うこと。

・クマ錯誤捕獲に係る県への許可申請等の事務手続き及び県・市等関係者との調整を受託者が行うこと。

・クマが捕獲された場合は、滋賀県担当部局の指示及び「滋賀県ツキノワグマ出没マニュアル（第 4 次）6-2」に基づき適切に対応すること。ただし、クマが捕獲された場合の放獣作業については、放獣業者との契約及びその他事務処理はすべて受託者の責任において行うこと。費用については、共通仕様書「1.20」に基づき、委託費（契約金額）の変更を行うこととする。

・イノシシが捕獲された場合は、ニホンジカと同様に取り扱うこと。

(9) 報告

事業終了後に、契約書第 11 条及び共通仕様書「1.15」により提出すること。

また、共通仕様書「2.4.2」に基づき以下の記録についても提出すること。

① 見回りを実施したときは、わな設置記録表（参考 5）とわな位置図（参考 6）を作成し、その翌日の正午までにメールにて提出すること。また、共通仕様書「2.4.2(1)」に基づき業務日誌（日報）を作成し、2 週間毎に取りまとめて監督職員にデータ（エクセル）で提出すること。

② 捕獲個体は、共通仕様書「2.4.2(2)」によるほか、捕獲時（くくりわなに掛かった状態）及び埋設時（個体を穴に入れたときの埋設前・埋設中・埋設後）においても撮影すること。埋設中にはポールを用いて深さがわかるように撮影すること。この際共通仕様書「2.4.2(2)①」に記載の黒板とともに撮影すること。

高島市内での捕獲個体に関しては、梱包前後の写真と高島市環境センター内で個体が写るよう撮影すること。

また、捕獲時及び埋設時の撮影の際は、別途貸与する GNSS 受信機に表示される位置情報を合わせて撮影すること。なお、使用するカメラは GPS 付カメラとし、位置情報（緯度・経度）付データファイルを提出すること。

③ 国有林での業務開始時に、その日に作業する全ての従事者の服装・保護器具（ヘルメット等）が写り、プレート等（「業務開始」・事業名・日付・従事者名・会社名を記載）を写して撮影すること。

④ わなの設置・給餌状況の写真をわな設置日毎に国有林毎に一箇所以上撮影すること。撮影方法は以下の通りとする。

- 1 枚目：餌が入ったバケツを乗せた上皿量りとプレート（「わな設置状況」・事業名・日付）が写るように撮影すること。
- 2 枚目：給餌した一基のわなとプレートが写るように撮影すること。
- 3 枚目：わなだけをアップで撮影すること。
- ⑤ 上記②～④は 2 週間毎に取りまとめて、記録写真の様式（参考 2）で監督職員に報告すること。
- ⑥ トレイルカメラの SD カードを 1 週間毎に交換し、記録された動画を 2 週間毎に SSD に保存して提出すること。
- ⑦ 捕獲状況集計表（参考 3）を作成し、1 月毎に取りまとめて監督職員に報告すること。
- ⑧ 捕獲個体の検体作業（雌雄区分、成獣・幼獣別、個体の体長等）を行い、捕獲個体記録表（参考 7）を作成し、1 月毎に取りまとめて監督職員に提出すること。

5 捕獲頭数

捕獲鳥獣はニホンジカ・イノシシに限定し捕獲頭数は、合計 60 頭以上とする。なお、捕獲頭数を超過することが予測できた時点で監督職員にその旨を報告すること。捕獲頭数に満たない場合や増加した場合は、共通仕様書「1.20」に基づき、委託費（契約金額）を変更する。なお、ニホンジカの処理にあたっては、2 人 1 組での業務を基本とする。

最終的な捕獲頭数は、稼働最終日の翌日である令和 8 年 12 月 1 日までに報告すること。

6 その他遵守すべき事項等

- (1) 委託者が受託者に緊急に業務を依頼したときは、直ちに指示された場所へ赴き、委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。
- (2) 委託業務の実施に必要な器材等にかかる費用は、委託者が貸与若しくは支給する物を除き全て受託者が負担するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、万全の注意をもって業務を遂行するものとする。
- (4) 委託業務の遂行中、万が一トラブルが生じた場合は、誠意をもって迅速に対応する。
- (5) 受託者は、委託業務実施において、疑義が生じた場合は速やかに委託者に連絡すること。
- (6) 受託者は、わな設置及び埋設は国有林外及び貸付箇所で行わないように注意すること。国有林界等が不明な場合は監督職員に問い合わせること。
- (7) 受託者は、監督職員の指示する当該国有林内で実行する他事業に関し、事業者との調整を図り捕獲等を実施すること。
- (8) 受託者は、許可証・従事者証・緊急連絡体制図を必ず携行すること。
- (9) 受託者は、林内での作業時には必ずヘルメット（林内作業用）を着用すること。（なお、ヘルメットは貸与しない。）
- (10) 受託者は、国有林内の林産物（樹木類、きのこ類、樹実類、山菜類等）を採取してはいけない。
- (11) 受託者は、業務上知り得た情報を第 3 者に漏洩しないこと。また、SNS・インターネット掲示板等に発信しないこと。

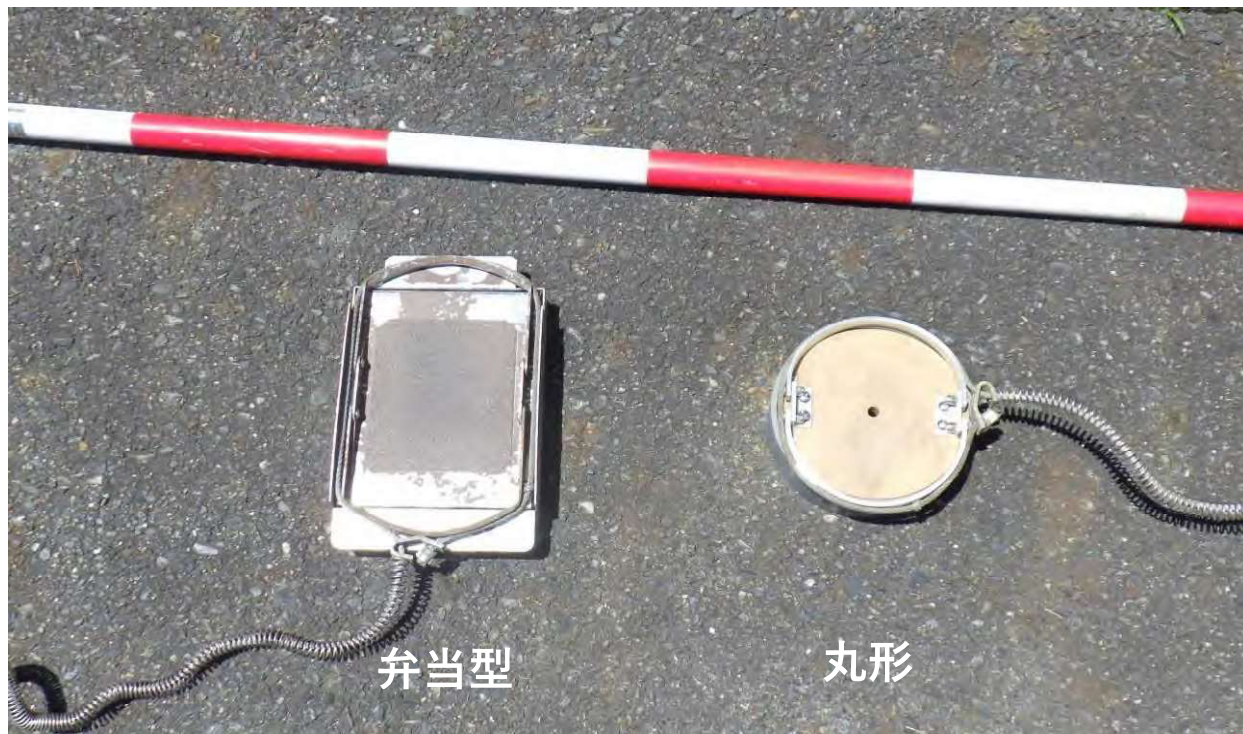
- (12) 受託者は、委託事業計画書の事業組織表（別紙様式第 1-3 号）に記載のある者以外を入林させないこと。
- (13) 受託者は、貸与された許可証・従事者等を紛失・汚損の無いように扱うこと。
- (14) 受託者は、林道とその付近にわなを設置しないこと。（捕獲されたシカ等が林道に飛び出す恐れがあるため。）
- (15) 受託者は、他の狩猟者が設置したわなを確認した場合は、**50m** 以上離れた場所でわなを設置すること。
- (16) 受託者は、貸与・支給された物品を紛失しないようにし、万が一貸与・支給された物品を紛失したことが判明した時や異常（盗難や捕獲個体への不法行為）を発見した場合は、直ぐ（当日中）に監督職員へ報告するとともに、必要に応じて警察に届け出ること。
- (17) 受託者は、業務日誌（日報）の「**19.監督職員との打合せ・その他特記事項**」には監督職員とのやり取りを記載すること。
- (18) 来署する際は、必ず泥を落として、庁舎を汚さないこと。
- (19) 受託者は、事業計画書に履行期間が重複する他の事業を全て記載すること。
- (20) 受託者は、見回りの際には日没までに作業が終了するよう計画すること。
- (21) その他必要事項については、監督職員の指示による。

7 支給材料及び貸与品

- ・貸与品 GNSS 受信機（モバイルマッパー（国有林図面入り）） 2 台
- 小型囲いわな 3 基
- くくりわな 68 基 ※バネワイヤー・シャックル含む
- 内訳 丸形 28 基 弁当型 40 基
- 注意喚起表示板 70 枚
- 入林許可証表示プレート 80 枚（大津市 40 枚 高島市 40 枚）
- 容器（トロ舟） 2 台
- トレイルカメラ（SD カード・電池含む） 13 台
- データ保存用 SSD 3 台
- 木板（くくりわな底部に設置） 70 枚
- ポール 2 本
- バケツ 3 個
- 上皿量り 1 台
- 捕獲運搬用そり 2 台
- KSB-1（誘引剤） 45kg
- ・支給材料 ピンクテープ
- PP 紐
- 梱包用袋
- 結束バンド

別添

くくりわな(貸与品)



別添

くくりわな(貸与品)

クマ対策用くくりわな（バネワイヤー）



クマ対策用くくりわな（バネワイヤー）



罾の設置方法

～小林式誘引捕獲編～

林野庁 近畿中国森林管理局

設置方法

小林式誘引捕獲

設置前にチェック

○道具類

○罟の点検

(ワイヤーや踏み板の損傷、
ネジの紛失等)



設置方法

小林式誘引捕獲



①木の選定（切株や根でも良い）



②リードをシャックルで固定（荷重をかけて確認）



③罠が埋まるサイズの穴を掘る



④踏み板を置いて深さをチェック

設置方法

小林式誘引捕獲



⑤ 踏み板にワイヤーをセット



⑥ バネを圧縮し固定



⑦ 穴に踏み板を置く

(この時、最初に木板を敷き、その上に踏み板 (わな) を置く)



⑧ 踏み板周辺に石を置く

設置方法

小林式誘引捕獲



⑨ 横からの様子



⑩ バネと踏み板を隠す



⑪ 石の周囲に餌をまく（完成）
（写真は米ぬかを使用）

※本事業ではハイキューを使用する



⑫ 罠の作動状況

設置方法

小林式誘引捕獲

悪い設置例



⑬ 踏み板と石の間の隙間（黄色箇所）が大きいため、空はじきが多くなる（石が丸すぎる）×



⑭ バネの上に石がある×
（罠が作動しにくい）



⑮ 踏み板の上に石が載っている×
（罠が作動しにくい）

設置方法

小林式誘引捕獲

応用例



餌を広範囲に撒くことでシカに歩かせ罠を踏む確率を上げる。
また、空はじき対策として罠の外周に小さな石を地面ぎりぎりに並べている。
(罠の端を踏まれても作動しない)

設置方法

小林式誘引捕獲

応用例



餌の外側周辺に枝などの障害物を置くことで罠を踏みやすくする。
(餌だけ食べられる際に有効)

設置方法

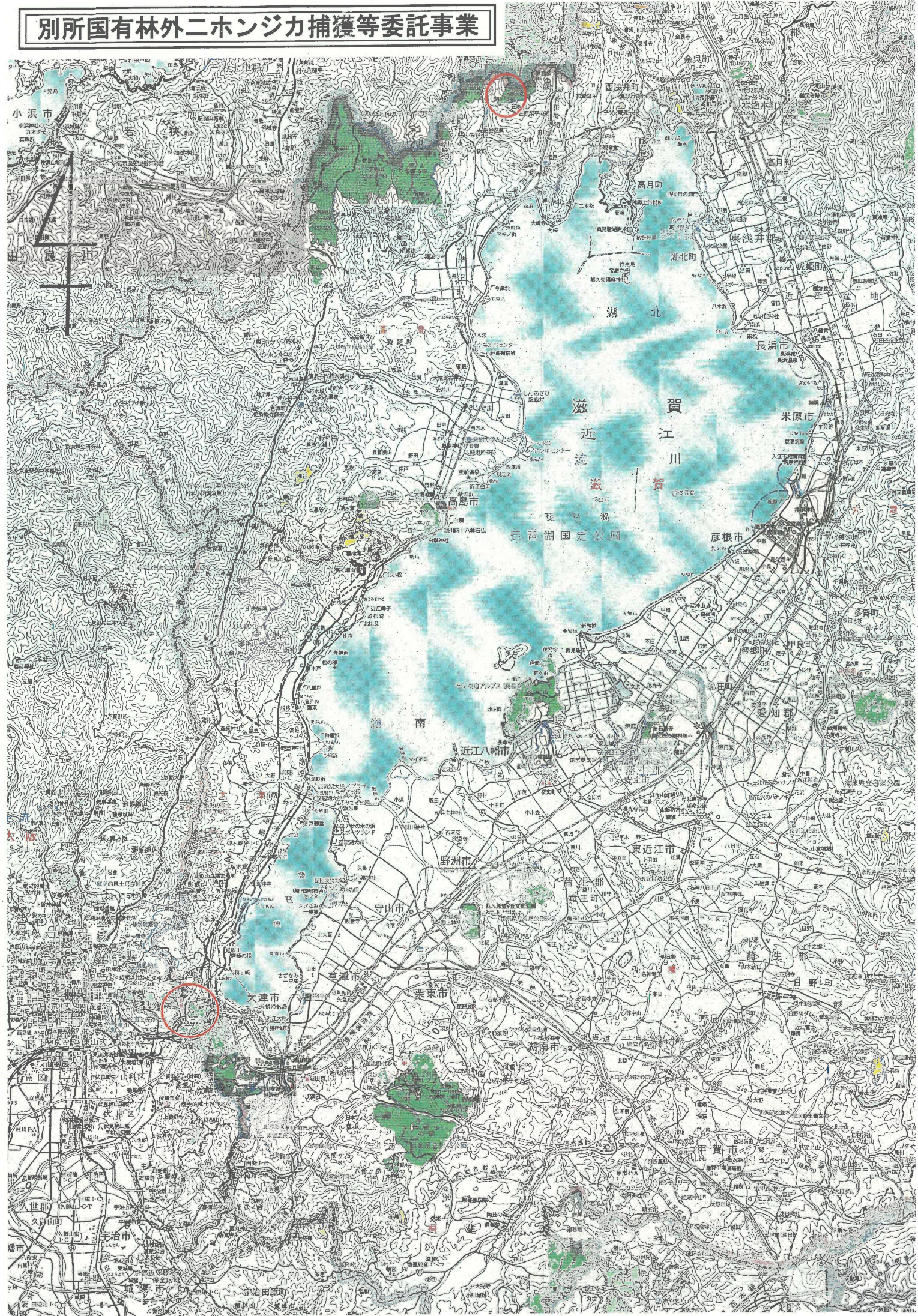
小林式誘引捕獲

応用例



軽い荷重で作動する罠を利用することでバンビのような体重が軽いシカも捕獲可能。

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業



別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業

1 : 20000

凡 例

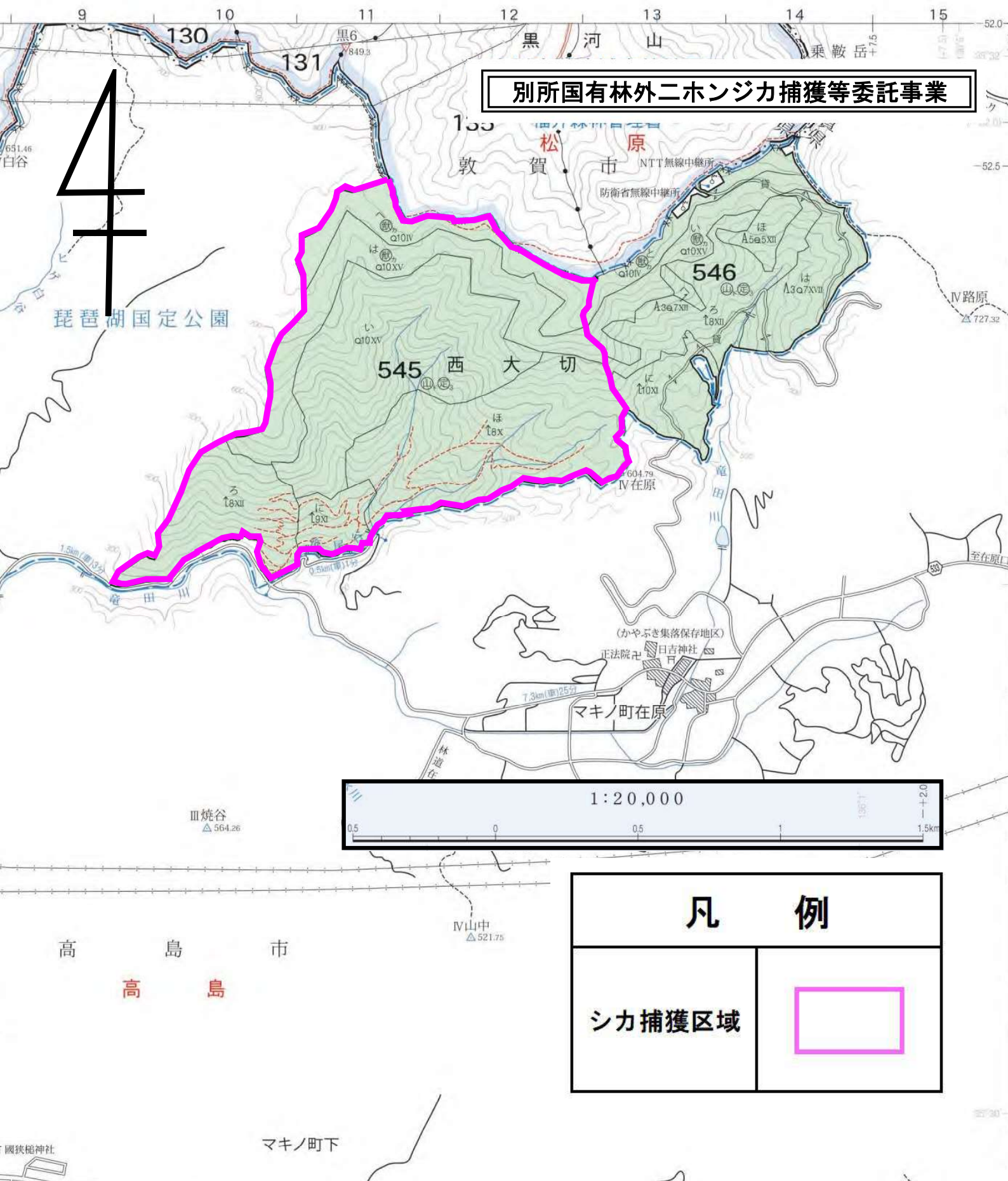
シカ捕獲区域



東 山

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業

4



凡 例

シカ捕獲区域



別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業の契約書に基づいて提出する様式類等

条項等	名称	様式	宛名	提出先	提出期日	提出部数
第2条	委託事業計画書	様式第1－1号	委託者	監督職員	契約締結後14日以内 (特記仕様書で定がある場合を除く)	1
	事業工程表	様式第1－2号				
	事業組織表	様式第1－3号				
	人件費明細書	別紙1			契約締結時に確認	1
第7条	事業管理責任者通知書	様式第2号	委託者	監督職員	契約締結後速やかに	1
第11条	委託事業実績報告	様式第3号	委託者	監督職員	履行期限内	1
	人件費明細書(実績)	別紙2				
	勤務日数報告書	別紙3				
	業務時間日誌	別紙4				
第32条	物品管理簿	様式第4－1号	委託者	監督職員	写しを委託事業実績報告に併せて	1
	国からの支給材料(貸与品)等調書	様式第4－2号	委託者	監督職員	委託者から物品の貸与品を受ける場合	1
	国からの支給材料(貸与品)等返納届	様式第4－3号	委託者	監督職員	事業完了後速やかに	1
	物品標示票例	様式第4－4号				
	継続使用申出書	様式第4－5号	委託者	監督職員	委託費で購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合	1
	使用不能報告書	様式第4－6号	委託者	監督職員	損傷等により使用できなくなった場合	1
	収益納付報告書	様式第4－7号	委託者	監督職員	売払い等により収益を得た場合	1
その他	委託者が必要と認めたもの		委託者	監督職員	指定期日まで	指定部数
参考1	安全管理規程(作成例)					
参考2	業務日報(作成例)					
参考3	捕獲状況集計表					
参考4	野生獣等死骸処理業務申請書			環境センター	捕獲個体の運搬ごとに	
参考5	わな設置記録表					
参考6	わな位置図					
参考7	捕獲個体記録表					
参考8	休日等作業届出書					
参考9	メッシュ番号					

(別紙様式第 1 - 1 号)

委 託 事 業 計 画 書

1 事業概要

(1) 事業実施方針

「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び
「別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業特記仕様書」に基づき、事業を実施する。

(2) 事業項目及び事業対象

「別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業特記仕様書」による。

(3) 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 8 年 12 月 21 日

(4) 事業管理責任者名

2 契約内訳書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税相当額 円
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 1 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと(別紙でも可)。

2 人件費については、別紙 1 の人件費明細書に基づき経理すること。

(3) 物品購入計画(物品の購入がある場合)

品 目	規 格	個 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

(注) 記載する品目は、原型のまま比較的長期の反復使用に耐え得る物品で、取得価格が 3 万円以上の物品とする。

(4) 再委託先等

氏名又は名称	住 所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託を行う場合に限る。

(5) 事業管理責任者及び従事者単価表

氏名	従事区分	単価	備考

(注) 従事区分欄には、「事業管理責任者」「捕獲従事者」「作業従事者」を記入する。

3 事業工程表 別紙様式第1－2号のとおり。

4 事業組織表 別紙様式第1－3号のとおり。

5 捕獲方法（実施期間、場所、見廻り、捕獲方法、捕獲個体の処理方法等を記入する。）

6 安全管理規程 別紙「別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業の実施に係る安全管理規程」のとおり。

7 緊急時の体制及び対応方法 別紙「別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業実施時の連絡体制図」のとおり。

8 その他

- 官給物品がある場合のリスト
- 当事業と同時期に実施している当事業以外の捕獲作業の概要
- 個人情報の管理体制（責任者）
- 行政情報の流出防止策
- 情報管理の責任者
- その他

事業工程表

作業内容	工 程															備考
	月			月			月			月			月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	

※ 作業内容は、現地踏査、許認可申請、地元調整、捕獲、各種調査取りまとめ 等

事業組織表

NO.	従事区分	氏 名	狩猟免許	救急救命講習	安全管理講習 技能知識講習	損害賠償保険	従事者傷害保険	担当業務の内容	備 考
1	事業管理責任者		免許の種類： 有効期間：						
2			免許の種類： 有効期間：						
3			免許の種類： 有効期間：						
4			免許の種類： 有効期間：						
5			免許の種類： 有効期間：						
6			免許の種類： 有効期間：						
7			免許の種類： 有効期間：						
8			免許の種類： 有効期間：						
9			免許の種類： 有効期間：						
10			免許の種類： 有効期間：						

- ・従事区分:事業管理責任者、捕獲従事者、作業従事者を記入する。
 - ・狩猟免許:狩猟免許の保有状況を記載する。(事業管理責任者と捕獲従事者は必須)
 - ・救急救命講習:救急救命講習の受講年度を記載する。(事業管理責任者と捕獲従事者は必須)
 - ・安全管理講習等:環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習の受講年度を記載する。(事業管理責任者と捕獲従事者は必須)
なお、当該講習と同等の講習を終了している場合は、備考欄にその講習名、実施機関等を記載する。
 - ・損害賠償保険:銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上の保険の有効期限を記載する。(事業管理責任者と捕獲従事者は必須)
 - ・従事者傷害保険:死亡保険金1千万円以上の保険の有効期限を記載する。(事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者に必須)
- ※事業計画書の提出時に、事業管理責任者及び捕獲従事者については、狩猟免許の写し、損害賠償保険及び従事者傷害保険の写しを、作業従事者については、従事者傷害保険の写しを併せて提出すること。

(別紙 1)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
人件費明細書

氏 名	職 名 等	勤 務 時 間 当 り 単 価 (A)	委 託 事 業 従 事 時 間 (B)	人 件 費 (A) × (B)
		円	時間	円
計				

- 注) 1 (A) 欄は、1 時間当たり積算単価表を記入すること。
2 (B) 欄は、委託事業従事予定時間から記入すること。
3 勤務時間当たり単価が、受託単価規程等に基づく場合は受託単価を記入すること。

○1 時間当たり積算単価表

氏 名	給 与	賞 与	社会保険等 事業主負担	退職手当 引 当 金	計 (A)	一時間当たり 単価 (A) / 年間 勤務時間
	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 給与には、各手当等を含むものとする。
2 受託事業に係る年度の前年支給実績等を記入すること。
3 年間勤務時間は、受託団体の就業規則等に定める就労時間とする。

(別紙様式第2号)

令和 年 月 日

(監督員経由)

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者 住所
氏名

事業管理責任者通知書

業務の名称 別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業

令和8年 月 日付けで契約締結した上記業務の事業管理責任者を下記の者に決めましたので、通知します。

記

1 事業管理責任者

(1) 氏 名

(2) 狩 猟 免 許

①免許の種類

②有効期間

(3) 救急救命講習

(4) 安全管理講習等

※救急救命講習は、受講年度を記載する。

※安全管理講習等は、環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習の受講年度を記載する。なお、当該講習と同等の講習を終了している場合は、講習名、実施機関等を記載する。

(別紙様式第3号)

委託事業実績報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和8年 月 日付け契約の別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業について、下記のとおり事業を実施したので、委託契約書第11条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況

- (1) 実施項目等
- (2) 実施期間
- (3) 事業の成果

2 収支精算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方 消費税相当額 円

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	

注) 1 備考欄には、各区分の支出経費について積算の内訳を記入し、必要に応じ説明を付けること。

2 人件費については、別紙2、3、4の人件費明細書等に基づき経理すること。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 目	規 格	個 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

注) 委託契約時の物品購入計画に掲げる物のほか、その計画以外に購入した物品があった場合に記載する品目は、物品購入計画を作成する場合と同様とする。また、購入に至った理由を備考欄に記載すること。

(別紙2)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
人件費明細書(実績)

氏 名	職 名 等	勤 務 時 間 当 り 単 価 (A)	委 託 事 業 従 事 時 間 (B)	人 件 費 (A) × (B)
		円	時間	円
計				

- 注) 1 (A) 欄は、1 時間当たり積算単価表を記入すること。
2 (B) 欄は、委託事業従事予定時間から記入すること。
3 勤務時間当たり単価が、受託単価規程等に基づく場合は受託単価を記入すること。

○1 時間当たり積算単価表

氏 名	給 与	賞 与	社会保険等 事業主負担	退職手当 引 当 金	計 (A)	一時間当たり 単価 (A) / 年間 勤務時間
	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 給与には、各手当等を含むものとする。
2 受託事業に係る年度の前年支給実績等を記入すること。
3 年間勤務時間は、受託団体の就業規則等に定める就労時間とする。

(別紙3)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
勤 務 日 数 報 告 書

氏 名	職 務 内 容	月	月	月	月	計
計						

(別紙4)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業 業務時間日誌

〇〇月分 所属：〇〇 役職：〇〇 氏名：〇〇 〇〇 時間外手当対象者か否か

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1																					
2																					
3																					
4																					
・																					
・																					
・																					
30																					
31																					
勤務時間管理者 所属：〇〇 氏名：〇〇 〇〇																			合計		

(別紙様式第4－1号)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業物品管理簿

品 名	規 格	員 数	購入金額		使用目的	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	事業終了後 の措置状況	備考
			単 価	金 額						

注) 取得年月日欄には取得物品の検収を行った年月日、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を、事業終了後の措置状況欄には委託事業終了後に行った処分等(国へ引き渡し、継続使用、廃棄等)を記載すること。備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

(別紙様式第4-2号)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
国からの支給材料(貸与品)等調書

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

国から受けた下記の貸与品については、令和 8年 月 日に借用しました。

記

[illegible]

(別紙様式第4－3号)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
国からの支給材料(貸与品)等返納届

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

国から受けた貸与品について、下記のとおり返納します。

記

品名	品質規格	数量	単価 (円)	価格 (円)	引渡場所	返納場所	備考

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 殿

国より貸与した上記物品について、返納したことを認める。

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親

(別紙様式第4－4号)

【物品標示票例】

物 品 標 示 票	
委 託 事 業 名	別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
品 名	
物 品 番 号	
取 得 年 月 日	令 和 年 月 日
備 考	

(別紙様式第4－5号)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
継続使用申出書

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

住 所

氏 名

令和8年 月 日付け契約の別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業により取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

1. 継続使用を要する物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 同種の事業の目的・事業内容

(1) 目的

(2) 事業内容

(3) 継続使用する理由

(注) 継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

(別紙様式第4－6号)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
使用不能報告書

令和 8年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

住 所

氏 名

令和8年 月 日付け契約の別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨報告します。

記

1. 委託事業により取得した物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 使用できなくなった理由

(別紙様式第4－7号)

別所国有林外ニホンジカ捕獲等委託事業
収益納付報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 第 号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等
したところ、収益を得たことを報告します。
なお、収益額は指示により国庫に納付します。

記

1. 収益を得た物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 売払処分等年月日

令和 年 月 日

3. 売払処分等の金額

円

4. 売払処分等の種別

売払または賃貸借